

7 いじめ防止基本方針

未然防止を第一とし、積極的な生徒指導を推進する。

(1) いじめ防止に向けての基本姿勢

① 基本姿勢

「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子供にも、どの学校、どの学級でも、起こりうる」という意識を全教職員で共有し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

② いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

(2) いじめの防止等に関する具体的方策

① 未然防止

「いじめはどの子供にも、どの学校、どの学級でも、起こりうる」という意識を常にもち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を行う。

<具体的な対応策>

ア 充実感や達成感を味わうことができる「分かる授業」「できる授業」づくりに努める。

イ 規範意識を高め、正しい判断と責任ある行動ができるようにする。

ウ 道徳教育では、「いのちの教育」や人権教育を推進し、互いのよさや違いを認め、他を思いやる心を育てる。また、「特別の教科 道徳」では、いじめに関する教材を取り扱い、一人一人がかけがえのない人間として認め合う温かい人間関係を育成する。

エ 学級経営では、AP1とも関係付けて、自己有用感を高める取組を実施する。相談しやすい雰囲気づくりに努め、アンケートや調査を基に教育相談を行うなど、相談体制を充実させ、明るく居場所のある学級づくりに努める。

オ 児童会活動では、児童の自主性を重んじ、いじめを生まない学校とするための活動を推進する。また、縦割り班活動等での異学年と関わる場を通して、助け合う姿勢や他を思いやる心を育てる。

カ いじめを防ぐ取組やいじめを生まない適切な言動等、いじめについて理解を深め、児童一人一人の人権を尊重する教師の人権意識を高める研修を行う。

キ ネットいじめを防止するため、情報モラル教育を計画的に進める。また、「特別の教科 道徳」では、「節度、節制」「親切、思いやり」「友情、信頼」に関する教材、学級活動(3)との関連を図る。

ク 特別な配慮が必要な児童に対しては、保護者との連携を密にしながら、特性を踏まえた適切な支援を組織的に行う。

② 早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

<具体的な対応策>

ア 全教職員が協力して、児童を複数の視点で見守り、「心」のサインや小さな変化を見逃さないようにする。毎日の日記や普段の授業等から、教職員間で情報の共有に努める。さらに、迅速な報告・連絡・相談に努める。

イ 毎月、「学校生活アンケート」を実施し、全員と個々に話合いの場をもつ。また、児童には「いじめ調査」を、保護者には、「いじめ早期発見のための家庭用アンケート」を学期に1度、年3回行い、面談や情報収集を行い、いじめの早期発見に努める。

ウ 「いじめ防止サポート会議」を毎月1回、職員会議の時間に設定する。Teamsを利用して、気になる児童について情報交換を行い、情報共有を進める。

エ 年2回Q-Uを行い、児童の意識や学級の傾向、以前の調査との比較検討を行い、児童理解に努める。

オ 学童保育との定期的な情報交換や公園等重点箇所を巡回して関係者と信頼関係を築き、情報収集に努める。また、保護者や地域からの情報を得るため、「いじめ相談窓口」を周知する。

③ 事案対処

いじめが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童の安全を確保し、関

係児童に対して事情を確認した上で適切・迅速に指導するなど、組織的な対応を行う。
また、事案に応じ、家庭や教育委員会、関係機関と連携する。

＜具体的な対応策＞

- ア いじめが発見された場合は、生徒指導主事を中心に、関係教師等によるチームを編成し、教職員の緊密な情報交換や共通理解、指導方針を明確化して対応する。
- イ 聞き取り調査等による詳細な事実確認と正確な状況把握（正確かつ迅速に）を行う。
- ウ いじめを受けた児童に対しては、本人の痛みを寄り添い、心のケアに努め、いじめから守る。また、いじめを行う児童に対しては、毅然とした対応をとる。
- エ 教育委員会へ報告する。必要に応じ、教育総合センター、児童相談所、警察署等への協力要請、スクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の派遣要請を行う。
- オ 保護者に対し、明らかになった事実と経過、今後の予定等を具体的に報告し、理解と協力を求める。謝罪が必要な場合は、謝罪する。
- カ いじめの原因や背景を把握し、その情報を全教職員で共有し、いじめの再発を防止する。その場合、傍観者の立場にある児童に対する指導を行う。また、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りを続け、必要な指導を行う。
- キ ネットいじめについては、サイト管理者への削除要請を行うとともに、児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときには、教育委員会や警察と連携して対応する。

④ 再発防止・見守り

発生事案が「解消」しているか判断を行い、再発防止に努める。いじめの「解消している」状態とは、①いじめの行為が止んでいる状態が３か月継続していること、②面談等により心身の苦痛を感じていないと確認できていることの要件が満たされている状態である。

(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等の教職員と、心理や福祉の専門家（必要に応じて参加）等による「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて開催する。また、月１回、全教職員による「いじめ防止サポート会議」を実施する。

① 「いじめ防止対策委員会」の役割

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認をし、有効な対策、体制について検討する。
- イ 学校におけるいじめに関する相談や通報に対応する。その場合、関係機関、ＳＣ、ＳＳＷと連携して対応する。
- ウ 教師の指導力や学校の対応力向上のための研修を実施する。
- エ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発を行う。

② 「いじめ防止サポート会議」の役割

ア 「いじめ対応ハンドブック」の児童観察の観点から、担任が気になる児童について報告を行い、全校体制での支援の体制づくりにつなげるためのものである。会議の結果から「生徒指導委員会」或いは「いじめ防止対策委員会」が核となって、支援体制づくりを行う。

※ 重大事態が発生した場合は、教育委員会に速やかに報告する。教育委員会と協議の上、当該事案に対処する「緊急生徒指導委員会（家庭や地域、関係機関と連携した組織）」を組織し、事実関係を明確にするための調査を実施したり、関係機関と連携したりして対応したりする。

(4) 家庭や地域との連携

児童の健やかな成長を促すため、育友会や地域、学校が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域、家庭と連携した対策を推進する。

＜具体的な取組＞

- ア 学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努める。
- イ 家庭訪問や学校だより等を通じて、家庭との緊密な連携協力を図る。
- ウ いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、協力して解決に当たる。
- エ 育友会や地域の関係団体と、共にいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める（育友会総会、学年懇談会、学校運営協議会等）。
- オ ネット上でのいじめの事例を児童や保護者に紹介し、ネットの危険性について理解を深める啓発活動を行う。
- カ 学童保育との連絡会を定期的に行い、対応について話し合う。